

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(平成 29 年 6 月 19 日 東弘園達第 218 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東京弘済園（以下、「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条第 1 項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 3 第 1 項で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員には、理事会出席等、職務執行の都度、報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 4 評議員選任・解任委員には、評議員選任・解任委員会出席の都度、報酬を支給することができる。
- 5 役員等のうち、公益財団法人鉄道弘済会の常勤役員及び職員には、報酬等を支給しないものとする。
- 6 職員が常勤役員を兼ねた場合は、職員に対する給与に加え、この規程に定める報酬等を支給することができる。
- 7 法人の職員が非常勤役員を兼ねた場合は、職員に対する給与のみが支給され、報酬等を支給しないものとする。
- 8 法人の職員が評議員選任・解任委員を兼ねた場合は、職員に対する給与のみが支給され、報酬等を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の口座の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金などを控除して支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 理事の報酬は、別表1俸給表のとおりとし、各々の理事の報酬は、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。なお、職員が常勤役員を兼ねた場合の報酬等も同様とする。

- 2 監事の報酬は、別表2のとおりとする。
- 3 評議員の報酬は、別表3のとおりとする。
- 4 評議員選任・解任委員の報酬は、別表4のとおりとする。
- 5 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- 6 月の途中で就任あるいは退任した常勤役員の報酬は、就任月は支給せず、退任月は支給する。
- 7 月の途中で報酬の変更がある場合は、変更の翌月から新しい報酬を適用する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、給与規程に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うことができる。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。ただし、理事会及び評議員会開催等に伴う交通費については、支給しないものとする。

(辞退)

第8条 支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等もしくは、費用を支給しないことができる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から適用する。

別表1 俸給表

第1 理事長（常勤）・常務理事（常勤）・理事（常勤）

| 号俸 | 月額（円） | 号俸 | 月額（円） |
|----|-----------|----|-----------|
| 1 | 700,000 | 19 | 1,060,000 |
| 2 | 720,000 | 20 | 1,080,000 |
| 3 | 740,000 | 21 | 1,100,000 |
| 4 | 760,000 | 22 | 1,120,000 |
| 5 | 780,000 | 23 | 1,140,000 |
| 6 | 800,000 | 24 | 1,160,000 |
| 7 | 820,000 | 25 | 1,180,000 |
| 8 | 840,000 | 26 | 1,200,000 |
| 9 | 860,000 | 27 | 1,220,000 |
| 10 | 880,000 | 28 | 1,240,000 |
| 11 | 900,000 | 29 | 1,260,000 |
| 12 | 920,000 | 30 | 1,280,000 |
| 13 | 940,000 | 31 | 1,300,000 |
| 14 | 960,000 | 32 | 1,320,000 |
| 15 | 980,000 | 33 | 1,340,000 |
| 16 | 1,000,000 | 34 | 1,360,000 |
| 17 | 1,020,000 | 35 | 1,380,000 |
| 18 | 1,040,000 | 36 | 1,400,000 |

第2 使用人兼務理事（常勤）

| 号俸 | 月額（円） |
|----|---------|
| 1 | 10,000 |
| 2 | 20,000 |
| 3 | 30,000 |
| 4 | 40,000 |
| 5 | 50,000 |
| 6 | 60,000 |
| 7 | 70,000 |
| 8 | 80,000 |
| 9 | 90,000 |
| 10 | 100,000 |

第3 理事（非常勤）

| 号俸 | 日額（円） |
|----|--------|
| 1 | 10,000 |

- 理事長（常勤）の報酬は、別表1・第1役員報酬表の第36号俸を上限とする。
- 常務理事（常勤）の報酬は、別表1・第1役員報酬表の第24号俸を上限とする。
- 理事（常勤）の報酬は、別表1・第1役員報酬表の第12号俸を上限とする。
- 使用人兼務理事の報酬(常勤)は、別表1・第2役員報酬表の10号俸を上限とする。

別表2

監事報酬 理事会出席等、職務執行の都度 日額 10,000 円

別表3

評議員報酬 評議員会に出席の都度 日額 10,000 円

別表4

評議員選任・解任委員報酬 評議員選任・解任委員会に出席都度 日額 10,000 円